

令和 7 年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務
プロポーザル及び仕様書に関する質問及びその回答

	質問	回答
1	開所日には、「道の駅」「までいな家」のどちらかに相談員が 2 名勤務するという理解でよいでしょうか。	基本は 2 名での相談体制としますが、相談対応により 1 名ずつの体制にするなど可能とします。その場合は村と協議をお願いします。
2	「移住相談対応」とは、移住に関する相談に対応する業務しか許されませんか。道の駅で相談対応が無い待機時間に、空き家バンク登録業務補助等移住業務に関する事務作業、移住業務に関する事務作業を行うことは可能でしょうか。	その理解で問題ありません。 本仕様に含まれる空き家バンク登録業務補助等移住業務に関する事務作業は可能です。
3	「道の駅」「までいな家」に各 1 名ずつ配置し、計 2 名という相談員勤務体制にすることは可能でしょうか。	質問 1 の回答参照

以上、3 点の質問についての回答です。